

平成30年度 随意契約の公表(経済環境部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年10月1日から平成31年3月31日までの随意契約  
【経済環境部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	節科目
産業政策課	「みせるばやお誘導案内サイン等整備事業」業務委託契約	平成31年3月1日	株式会社ザイマックス関西	大阪市北区堂島一丁目1番5号	538,920	本業務の整備部分は大型商業施設での内装設計であり、LINOAS内のコンセプトに合致したものとする必要があり、かつ施設の管理運営上、上記事業者でしか本事業を遂行することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号該当)	委託料
産業政策課	「八尾市産業観光発信事業」委託契約	平成31年1月29日	株式会社ノベルワークス	大阪市西区江戸堀1丁目23-20 1階	4,430,245	本業務は、「八尾市『子ども向けプログラミング等コンテンツ開発事業』委託契約の締結について」のコンテンツ開発により構築され基幹システムであるグループウェアのデータ連携が必須であり、そのシステムとの互換性を保ちながら事業を企画運営すべきものであり、そのグループウェアのカスタマイズ及び管理運営を行ったものが当該業務を遂行することにより、本来の事業目的が達成されるものである。よって、本業務と前述のコンテンツ開発業務とは一体かつ連続性があり、密接かつ不可分な関係であることから、業務を行った株式会社ノベルワークス(サイボウズ株式会社より再委託)に、委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号該当)	委託料
資源循環課	八尾市ごみ組成成分調査業務	平成30年12月1日	株式会社エックス都市研究所大阪支店	大阪市淀川区西中島5丁目9番1号	2,116,800	本業務は特殊業務であり、業者の技術面での信頼と実績を考慮する必要があるため一般競争入札には適さず、また調査業務の継続性が不可欠であると考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	委託料
環境施設課	八尾市立斎場 骨受皿及び台車修繕	平成31年1月31日	高砂炉材工業	東京都中央区日本橋本町三丁目2番14号	2,052,000	火葬業務に支障のないように運転管理との連携・一体性を考慮した場合、当該火葬炉設備の構造を熟知しており、火葬炉設備の運転管理及び保守点検業務を委託している同社でないと運転を中断せずに修繕することが困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	節科目
環境施設課	八尾市一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設機械設備修繕	平成30年11月26日	クボタ環境サービス株式会社 大阪支社	兵庫県尼崎市浜1-1-1	1,549,800	当該施設の機器類の修繕については、運転管理業務と密接な関係があり、また独自の設計・構造による特殊な機器が多いため、施工業者もしくは関連会社以外では適切な修繕が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費
環境施設課	八尾市一般廃棄物最終処分場水質ダイオキシン類追加測定業務	平成30年12月20日	帝人エコ・サイエンス株式会社 関西事業所	大阪府茨木市南目垣1-4-1	555,120	本業務は、11月に採取された検体の測定結果を受けて追加測定を行う必要があったため、同年度同施設の測定業務のデータを保有しており、1月も測定業務のための検体採取を行っていただくことになっている同社が、最も適切かつ効率的に業務を遂行できると判断したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	委託料
環境施設課	八尾市立衛生処理場プラント整備	平成30年11月6日	住重環境エンジニアリング株式会社 大阪支店	大阪市北区中之島2-3-33	53,956,800	当処理場のプラントは住友重機械工業(株)が設計施工したもので、特殊仕様の機器が多く、また整備後の試運転が必要不可欠であることから、同社もしくは関連会社以外では対応が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費
環境施設課	八尾市立衛生処理場フィールド計器定期点検業務	平成30年12月10日	横河ソリューションサービス株式会社関西支社	大阪市北区梅田2-4-9	2,916,000	当該機器は横河電機(株)が設計施工したものであり、同社もしくは関連会社以外では保守点検が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	委託料

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	節科目
環境施設課	八尾市立衛生処理場槽内清掃及び一般廃棄物(汚泥)処理業務	平成30年11月15日	八光興業株式会社	大阪府南河内郡太子町大字山田1116-36	4,773,600	左記業者は一般廃棄物処理業許可業者であり、衛生処理場で発生する汚泥を適正に収集・運搬・処理する能力を有する業者は、同社に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	委託料
			八光海運株式会社	大阪府南河内郡河南町大字一須賀453-1			
環境施設課	八尾市立リサイクルセンター平成30年度修繕消耗部品	平成30年11月13日	極東サービスエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川3-15-10	7,779,974	八尾市立リサイクルセンターの各種消耗部品については、それぞれの規格に適合しなければならず、適切に品質管理を行うためにはそれぞれの消耗部品の規格適合検査が必要なため、各種消耗備品の構造・規格を熟知している左記業者以外では規格に適合した部品の調達が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費
環境施設課	八尾市立リサイクルセンター平成30年度修繕消耗部品	平成31年2月12日	極東サービスエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川3-15-10	1,244,160	八尾市立リサイクルセンターの各種消耗部品については、それぞれの規格に適合しなければならず、適切に品質管理を行うためにはそれぞれの消耗部品の規格適合検査が必要なため、各種消耗備品の構造・規格を熟知している左記業者以外では規格に適合した部品の調達が困難なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費
環境施設課	八尾市立リサイクルセンター非鉄金属選別機軸受及びFRPシェル取替修繕	平成30年12月10日	極東サービスエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川3-15-10	1,490,400	市民生活に非常に密接した施設であることから、日常の廃棄物の処理に支障の無いよう施設運転管理と一体となった修繕計画が必要であり、施設の運転管理業務との連携がかかせないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	節科目
環境施設課	八尾市立リサイクルセンタースプレー缶処理機コンベヤ修繕	平成30年12月21日	極東サービスエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川3-15-10	2,667,600	市民生活に非常に密接した施設であることから、日常の廃棄物の処理に支障の無いよう施設運転管理と一体となった修繕計画が必要であり、施設の運転管理業務との連携がかかせないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費
環境施設課	八尾市立リサイクルセンター粗大ごみクレーン巻上用インバータ取替修繕	平成31年1月15日	極東サービスエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川3-15-10	2,236,680	市民生活に非常に密接した施設であることから、日常の廃棄物の処理に支障の無いよう施設運転管理と一体となった修繕計画が必要であり、施設の運転管理業務との連携がかかせないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費
環境施設課	八尾市立リサイクルセンター中径物搬送コンベヤ(2)ベルト取替修繕	平成31年2月12日	極東サービスエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川3-15-10	1,728,000	市民生活に非常に密接した施設であることから、日常の廃棄物の処理に支障の無いよう施設運転管理と一体となった修繕計画が必要であり、施設の運転管理業務との連携がかかせないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	節科目
環境施設課	八尾市立リサイクルセンター中央制御監視装置更新修繕	平成31年2月1日	極東サービスエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川3-15-10	8,775,000	市民生活に非常に密接した施設であることから、日常の廃棄物の処理に支障の無いよう施設運転管理と一体となった修繕計画が必要であり、施設の運転管理業務との連携がかかせないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費
環境施設課	八尾市立リサイクルセンター破砕物搬送コンベヤ(1)・クレーン修繕	平成30年11月1日	極東サービスエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川3-15-10	15,936,588	市民生活に非常に密接した施設であることから、日常の廃棄物の処理に支障の無いよう施設運転管理と一体となった修繕計画が必要であり、施設の運転管理業務との連携がかかせないものであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	需用費